



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年12月26日金曜日 第1521号外 1

◇ 目 次 ◇ 告 示

漁業免許の内容等の公示（一斉切替え）（2件）..... 1

雑 報

愛媛海区漁業調整委員会指示..... 1

告 示

○愛媛県告示第2384号

漁業法（昭和24年法律第 267 号）第11条第 1 項の規定に基づき、共同漁業等の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区及び制限又は条件

別冊 1 から別冊 7 までのとおり。

2 免許予定日

平成16年 4 月 1 日

3 申請期間

平成15年12月26日から平成16年 3 月 1 日まで

4 存続期間

(1) 共同漁業

平成16年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

(2) 区画漁業

平成16年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

(3) 特定区画漁業

平成16年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

○愛媛県告示第2385号

漁業法（昭和24年法律第 267 号）第11条第 1 項の規定に基づき、共同漁業等の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成15年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区及び制限又は条件

別冊のとおり。

2 免許予定日

平成16年 4 月 1 日

3 申請期間

平成15年12月26日から平成16年 3 月 1 日まで

4 存続期間

(1) 共同漁業

平成16年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

(2) 区画漁業

平成16年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

雑 報

○愛媛海区漁業調整委員会指示第59号

漁業法（昭和24年法律第 267 号）第67条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成15年12月26日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

次表の左欄に掲げる免許漁業に係る同表右欄の保護区域においては、当該免許漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、当該漁業の魚道をしゃ断し、又は魚群を散逸させる行為をしてはならない。

免許番号	漁業の名称	漁場の位置	保護区域
定第1号	雑魚定置漁業	西宇和郡伊方町二見地先	垣網の両面 400メートル以内及び身網に沿い沖側 200メートル以内の区域
定第2号	同 上	南宇和郡西海町白浜地先	垣網の前面 400メートル以内、後面 300メートル及び身網に沿い沖側 200メートル以内の区域

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成16年 1 月 1 日から平成20年 12月31日までとする。

--	--